

産学連携宇宙研究開発支援事業/会計処理 Q&A 集

令和8年6月26日

○補助事業の対象に該当するかについて

Q 1) 「共同研究」を行う企業の本社が県外、研究開発拠点が県内にある。このような場合は県内企業と認められるか

A 1) 事業の本質的な部分が県内の拠点で実施される場合は申請できます。ただし、県内の実施分について、他の実施場所の実施分と内容・経費を明確に区分でき、かつ県内の実施分のみで十分に成果を挙げられる見込みのある場合に申請できます。

Q 2) 「共同研究」を行う企業が現在県内に拠点を建設中であり、建設前までは県外の別の研究機関で開発を進め、施設完成後は県内での研究としたい。この場合、県外の研究施設も含まれるが申請することは可能か。

A 2) Q 1と同様、「共同研究」を行う企業の県内実施分について、他の実施場所の実施分と内容・経費を明確に区分でき、かつ県内の実施分のみで十分に成果を挙げられる見込みのある場合は申請できます。県外の研究施設等と内容が不可分である場合は申請できません。また、補助対象期間は県内の拠点完成後からとなります（完成が遅れた場合は補助事業開始日も遅れることとなります。）

Q 3) 「研究員の勤務日が月の半分以上在る」とは、具体的にどういうことか。

A 3) 原則、月のうち、土日・祝日を除いた日数の半分以上を該当拠点にて勤務することを意味します。

Q 4) 提案書提出時点で、県内に研究開発拠点がなく、後日の設置予定の場合には、補助対象とならないのか。

A 4) 後日設置でも補助対象外とはなりませんが、設置後に福島県にて県内の当該拠点を訪問し、研究開発拠点として問題なしと判断された時点で承認となります。そのため、補助事業開始日が遅くなる可能性があります。

○経理手続きについて（謝金）

Q 5) 1時間未満の時間数はどのように計算するか。

A 5) 社内に謝金規定がない場合は、経済産業省「謝金の支払基準」を参考に30分未満を切り捨て、30分以上を切り上げとしてください。

○経理手続きについて（旅費）

Q 6) 人事異動または組織改正により、当初の事業計画書に入っていない研究員が補助事業について出張する必要が生じた。この場合、旅費は補助対象となるか。

A 6) すでに補助対象と認められている組織である場合は、人事異動等証明できる書類等を提出することで補助対象とできます。既存の部署に加えて新設の組織を

補助対象とする場合は、組織改正後の「研究開発の体制」の作成をお願いします。

- Q7) 飛行機等を利用する出張で、欠航等によりキャンセル料が発生した場合は経費として認められるか。
- A7) やむを得ない事情（先方の急用により予定がキャンセルとなった、等）による場合は経費として認められます。また、天候不順による飛行機等の欠航により代替交通手段を使用した場合の差額も旅費として経常できます。ただし、自己都合及び自社都合によるキャンセル料等は計上できません。また、キャンセル料等を経常した結果当初計画の補助対象経費を超える場合でも、そのことによる補助額の増額申請を行うことはできません。
- Q8) 海外出張で複数日滞在した場合、旅費の為替レートはどのように計算するか。
- A8) 原則として、最初に両替を行った日の為替レートを使用してください。振込の場合は、振込当日の為替レートを使用してください。
- Q9) タクシーチケットによるタクシー料金の支払いは可能か。
- A9) 可能です。その場合は領収書写しと理由書に加えタクシーチケットの写しも添付してください。ただし、支払いに係る各種手数料等は補助対象外です。
- Q10) 出張に際し荷物が多いためレンタカーを借りたい。この費用は旅費として認められるか。
- A10) 補助事業で必要な開発物等を運搬するため、公共交通機関では運搬が不可能、公共交通機関と比較して安い等の合理的な理由がある場合は補助対象として認めます。使用により生じた高速代、駐車料金、ガソリン代については、必要書類を添付した上で、当補助事業にかかる部分のみ補助対象となります。

○経理手続きについて（事務等経費）

- Q11) 「保護に必要な経費」とは具体的にどういうことか。
- A11) 保護の梱包材や専用コンテナ代、運搬保険料等が想定されます。
- Q12) 陸運する際、車両の保険と補助事業に必要なものの運送保険が不可分である。この場合は補助対象となるか。
- A12) 補助対象となる保険は、補助事業に必要なものに対する保険のみです。車両と不可分である場合は補助対象外です。なお、保険についても可能な範囲で複数見積もりを取るようしてください。
- Q13) 実証試験のために屋外に土地を確保したい。この場合、補助対象となるのか。
- A13) 事業実施期間のうち、必要と認められる期間については賃貸契約による場合のみ補助対象とします。購入・取得にかかる経費は補助対象外です。

○経理手続きについて（消耗品費）

- Q14) 「購入時・納品時において当補助事業用に厳格に区分し管理している」状態とはどの程度の状態を指すか。
- A14) 例えば、補助事業用の物品とそれ以外の物品で保管場所が異なり混同する可能

性がない、補助事業用の物品それぞれにテプラ等でマーキングがしてある、等、外形上明白に区別できている状態を指します。

○経理手続きについて（機械装置費）

Q15) 事業に必要な機械設備を導入するために、建屋の増築が必要となる。この場合、増築するための費用を機械装置費として補助対象になるか。

A15) 建屋の増築費用は補助対象外となります。また、不動産の取得が必要な場合の費用も補助対象外となります。

Q16) リース契約に特約がついている。この費用は補助対象となるか。

A16) 特約については補助対象外です。

Q17) 屋外で実証試験を実施するにあたり、試験に必要な検査機器をリース契約した。この費用は機械装置費か、事務等経費か。

A17) 機械装置費に計上してください。

○経理手続きについて（直接人件費）

Q18) 補助対象となる人件費は何か。

A18) 事業を実施するために雇用する研究員等の従事者が当該補助事業に直接従事した時間に対する人件費が対象となります。任期の定めのない大学・高等専門学校の研究員・職員に対する人件費は支出できません。なお、補助事業以外の業務に従事した時間、休憩時間、年次有給休暇取得時間は従事した時間には含まれません。

○経費手続きについて（委託費、外注費）

Q19) 「共同研究」を行う県内企業と委託契約を結ぶ場合は委託費か、外注費か

A19) 委託費に計上してください。補助事業の本質的な部分（補助事業者自らが研究開発に取り組むべき部分、県内企業との共同研究に係る部分）は外注費とすることはできません。

Q20) 「事業に必須と判断できないものは補助対象外」とあるが、具体的にどういうことか。

A20) 例えば、補助対象物を組み立てる前にそのもののみで強度測定試験を行うなど、直接事業の遂行に必要と判断できない場合の実証試験をいいます。ただし、例えば研究開発の場合に研究開発物そのものの能力を確認する試験など、事業に必要と判断できるものについてはこの限りではありません。